

【新設】感染予防対策店舗リフォーム助成

市では、新型コロナウイルス感染症予防対策等の店舗機能の向上を図る店舗リフォームに要した費用の一部を助成します。

なお、**過去に店舗改装など助成制度を受けていても、利用できます**ので、ご相談ください。

- 申込受付開始日：令和3年4月8日（木）から **※先着順、予算がなくなりしだい受付を終了します。**
- 申込期限：令和3年8月31日（火）まで
- 工事期限：令和3年12月27日（月）までに完成する見込みの店舗
- 申込時必要書類：①申請書、②住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書等)、③工事請負契約書の写し、④工事内訳書、⑤改修設計図書、⑥施工者の建設業登録（建設業許可通知書）・法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し、⑦承諾書（賃借人が申請を行う場合）、⑧委任状（施工者が手続き等を行う場合）
※その他、工事着手前後の写真、領収書等支払い確認のできるものが必要となります。



《助成制度の概要》

- 対象区域：市内全域
- 助成内容：40万円以内 ※工事費（消費税を除く）の1/2を限度とします
- 助成要件：① 工事費（消費税を除く）が20万円を超えること
② **感染予防対策リフォーム工事を伴うもの**
③ 店舗の所有者または賃借人で、市内に住所を有する方または市内に本店が登録されている法人
④ 工事を行う市内の店舗で1年以上事業を営んでいること
⑤ 深川市内業者で施工されること

- 工事の種類：【感染予防対策リフォーム工事を伴うもの】
(1) 店舗の内外装などの店舗に係るリフォーム工事
(2) 併用住宅の場合、店舗と併せて行う併用部分の外装リフォーム工事
(3) 衛生環境を整備するためのリフォーム工事
(4) 外気との換気を向上させるためのリフォーム工事
(5) 密集や接触を回避させるためのリフォーム工事

- リフォーム工事推奨例（※網掛けは感染予防対策リフォーム工事）
トイレの改修（和式⇒洋式）＋手摺の設置
入口に自動手洗い器の設置＋壁・床張り替え
パーティション設置＋カウンター造設

※下記の場合は助成対象外となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する営業を行う店舗
- ② 市税の滞納がある場合
- ③ 本助成制度を利用したことがある場合
- ④ 感染予防対策を伴わないリフォーム

★市ホームページにて申請様式、取扱などを掲載しています。

★申請前の着工や工事内容によっては助成対象にならないものがありますので、事前にご相談ください。



【感染予防対策リフォーム工事例】

- トイレ改修（和式⇒洋式）
- 自動手洗い器の設置
- 換気のための窓や網戸の新設
- 換気扇の新設及び増強
- テイクアウト等店舗内改修工事
- パーティション設置
(窓口・カウンター・客間など)

《申請・問合せ先》

深川市 経済・地域振興部 商工労政課 商工労政係
電話：0164-26-2264
メール：shokoro@city.fukagawa.lg.jp
市HP：深川市 感染予防対策リフォーム で検索